

# 兵庫県公報

令和元年11月1日 金曜日 第2号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）  | 1 |
| ○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同） | 2 |

### 告 示

#### 兵庫県告示第528号の4

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
兎和野高原鳥獣保護区	美方郡香美町村岡区における県道村岡小代線と町道和池兎和野線との交点を起点として、同所から同町道を西進して林道十石線に至り、同所から同林道を西進して町道兎和野ハチ北線に至り、同所から同町道を西進して但馬高原植物園に至り、同所から瀬川の滝に至る山道を北西進して同滝に至り、同所から板仕野川右岸を北東進して瀬川稻荷神社横の堰堤に至り、同所から山道を北東進して県道村岡小代線に至り、同所から同県道を南東進して森林基幹道瀬川・氷ノ山線に至り、同所から同森林基幹道を北東進して同町同区市原字中尾789番地の44に至り、同所から788番地の35と788番地の24と788番地の8を通る山道を南進して同町同区宿宇菟臥野791番地の6に至り、同所から791番地の6の北端を東進して同地番の東端に至り、同所から791番地の6と791番地と796番地の2の境界東端を南進して農道に至り、同所から同農道を西進して県道村岡小代線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
鉢北高原鳥獣保護区	美方郡香美町村岡区における県道茅野福岡線と町道別宮2号線との交点を起点として、同所から同町道を南進して町道大野和佐父谷線に至り、同所から同町道を南進して香美町と養父市の境界に至り、同所から同境界を西進して香美町村岡区と養父市と香美町小代区の境界に至り、同所から同町村岡区と同町小代区の境界を北進して県道茅野福岡線との交点に至り、同所から同県道を東進して町道野間線に至り、同所から同町道を南進及び東進して県道茅野福岡線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
波々伯部鳥獣保護区	丹波篠山市畠井字向井山及び同市宮前字浦山、波々伯部並びに同市小中字鳥井東、藪下の一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

甲賀山鳥獣 保護区	丹波市氷上町成松字甲賀一円の区域	令和元年11月 1日から令和 11年10月31日 まで
菖蒲谷鳥獣 保護区	たつの市揖西町菖蒲谷字北山165-4番地における相生市とたつの市の境 界を起点として、同所から同境界を東進及び北進して相生市とたつの市揖西 町と同市新宮町の境界に至り、同所から同市揖西町と同市新宮町の境界を北 東進して大成山国有林境界石標1号に至り、同所から大成山国有林境界を南 東進して同国有林境界標25号石標に至り、同所から西の峠池東詰を見通した 線を南西進して西の峠池に至り、同所から生活環境保全林管理車道に至り、 同所から同管理道を西進して第1鱗寸作業道交点に至り、同所から同作業道 を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月 1日から令和 11年10月31日 まで



### 兵庫県告示第528号の5

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定獣具禁止区域として指定する。

なお、平成21年兵庫県告示第1107号は令和元年10月31日限り、廃止する。

令和元年11月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定獣具 の種類	区 域	存続期間
吾勝特定獣 具使用禁止 区域	銃器	佐用郡佐用町東徳久字中村垣内における町道東徳久本線と町 道間村線との交点を起点として、同所から町道間村線を北東進 して町道徳久68号線に至り、同所から同町道を南西進して農道 に至り、同所から同農道を南進して町道66号線に至り、同所か ら同町道を南進して町道東徳久本線に至り、同所から同町道を 西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月 1日から令和 11年10月31日 まで
塩田特定獣 具使用禁止 区域	銃器	佐用郡佐用町本位田字塩田における町道谷口塩田線と県道下 庄佐用線との交点を起点として、同所から同県道を北西進して 同町福澤字大向における通称大向谷との交点に至り、同所から 同谷を東進して202メートルの標高点に至り、同所から通称水谷 谷を東進して町道水谷線に至り、同所から同町道を南進して中 国自動車道に至り、同所から同自動車道を南西進して町道谷口 塩田線に至り、同所から同町道を西進して起点に至る線に囲ま れた一円の区域	令和元年11月 1日から令和 11年10月31日 まで
倉町野特定 獣具使用禁 止区域	銃器	丹波市青垣町西芦田における市道西芦田栗住野線と倉町川と の交点（中井橋）を起点として、同川をさかのぼり市道井の口 中井線と林道大呂線の分岐点地先に至る同川の中心線から両岸 300メートルの幅で囲まれた一円の区域	令和元年11月 1日から令和 11年10月31日 まで

篠山特定獣具使用禁止区域	銃器	篠山市味間新における国道176号と県道丹南篠山口インター線の交点を起点として、同所から同国道を北西進してJR福知山線に至り、同所からJR福知山線を北西進して同市大山字川向ノ坪644番地に至り、同所から県道篠山山南線を北に見通した線を北進して同県道に至り、同所から同県道を東進して県道長安寺西岡屋線に至り、同所から同県道を北進して県道本郷東浜谷線に至り、同所から同県道を東進して市道野間新庄線に至り、同所から同市道を南進して県道篠山京丹波線に至り、同所から市道京口渋谷線と市道渋谷轍ヶ坪線の交点を南に見通し同交点に至り、同所から同市道を南進して市道京口渋谷線に至り、同所から同市道を南進して県道篠山山南線に至り、同所から同県道を西進して県道池上杉線に至り、同所から同県道を西進して県道大沢新東吹線に至り、同所から同県道を西進して県道丹南篠山口インター線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、王地山鳥獣保護区の区域を除く。	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
北条特定獣具使用禁止区域	銃器	加西市北条町古坂における市道古坂谷線と県道大和北条停車場線との交点を起点として、同所から同県道を南西進して県道中北条線に至り、同所から同県道を南西進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を南東進して市道古坂高室線に至り、同所から同市道を南西進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を西進して一級河川下里川の左岸に至り、同所から同河川左岸を南進して一級河川賀茂川の右岸に至り、同所から同河川右岸を西進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して市道福住岸呂線に至り、同所から同市道を西進して農道賀下20号線に至り、同所から同農道を北進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して南村川の右岸に至り、同所から同川右岸を西進して市道坂元4号線に至り、同所から同市道を南西進して市道坂元3号線に至り、同所から同市道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して市道福居吉野線に至り、同所から同市道を西進及び北進して県道中寺北条線に至り、同所から同県道を東進して市道西谷坂元線に至り、同所から同県道を北進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を南東進して市道古坂谷線に至り、同所から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
永福・横谷特定獣具使用禁止区域	銃器	加東市横谷における中国縦貫自動車道と加東市と三木市の境界を起点として、同所から同自動車道を西進して市道天神横谷線に至り、同所から同市道を北西進して市道永福横谷線に至り、同所から同市道を北西進して県道下相野東条線に至り、同所から同県道を東進して市道東条吉川線に至り、同所から同市道を北進して市道永福山中線に至り、同所から同市道を北東進して県道広野東条線に至り、同所から同県道を東進して加東市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

小野市中谷町特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市中谷町における市道215号線と県道神戸加東線との交点を起点として、同所から同県道を東進して小野市と加東市の境界に至り、同所から同境界を南進して県道大畠小野線に至り、同所から同県道を西進して市道215号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
三原特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町における同町大字三原と大字三方及び大字中野の境界を起点として、同町大字中野と大字三原の境界を南東進して同町大字三原北山54番地と50-1番地の境界に至り、同所から同境界及び53番地と50-1番地の境界、52番地と50-1番地の境界、51番地と50-1番地の境界（以上尾根線）を南東進して三原北川に至り、同所から同川を南西進して三原北川と三原黒見谷川の合流点に至り、同所から三原黒見谷川を南西進して細見池堰堤の東端に至り、同所から同堰堤を北西進して同堰堤の西端に至り、同所から同堰堤の堤体法線の延長線を北西進して同町大字三原字南奥島と字細見の境界に至り、同所から同境界（尾根線）を南西進して同町大字三原字向山、字南奥島、字細見の境界に至り、同所から字向山1-36番地と1-24番地の境界、1-25番地と1-24番地の境界、1-22番地と1-27番地の境界、1-28番地と1-22番地の境界、1-28番地と1-21番地の境界、1-21番地と1-29番地の境界、1-19番地と1-30番地の境界（以上尾根線）を南西進して多可郡多可町加美区と丹波市氷上町の境界に至り、同所から同境界を西進及び北進して丹波市氷上町大字三原と大字三方の境界に至り、同所から同境界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
篠山市武庫川特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市草野における国道176号の細田橋を起点として、同所から武庫川右岸沿いを北進して船瀬橋に至り、同所から同橋を渡り市道当野古森線に至り、同所から同市道を南進して国道176号に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
明神山特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市夢前町神種における市道鹿谷174号線と市道鹿谷164号線との交点を起点として、同所から同市道を西北進して市道鹿谷222号線に至り、同所から同市道を西進して市道鹿谷164号線に至り、同所から同市道を西進して同町神種字奥ヒワ田と勘野字立岩及び字檜皮の境界に至り、同所から同町神種と勘野の境界を北進して明神山山頂に至り、同所から同町神種字明神と字宮ノ奥の境界を東南進して山頂（通称小岳）に至り、同所から字宮ノ奥の公団造林地側の谷を東南進して長谷池の北西端に至り、同所から長谷池の北岸を東進して明神池の西岸に至り、同所から明神池の西岸を北進して林道宮ノ奥線に至り、同所から同林道を南進して市道鹿谷224号線に至り、同所から同市道を南進して市道鹿谷221号線に至り、同所から同市道を南進して市道鹿谷174号線に至り、同所から同市道を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで